番号 設		理と安全確保を図る	ため本工事を要す。	工 期 令和6(2)	024)年11月15日限り	施 行 一 方 法	般競争
	実	施	設 言	† ‡	聿		課長
	庁 舎	車庫	棟 改	修	工事		主幹
	上 三 川 🏻	丁 し ら さ	ぎ一丁目	1 番	地	_	補佐
		設 計	概 要				係長
	建築改修工事(A=7				1式		
	電気設備改修工事				1式	_	検算者
						_	設計者
							IX II A
	設計用	紙 (甲)	上	三	川 町		
		請負工事費	金				
		内	訳				
		工事価	格				
		消費税相当	額				
予 算 額		予 算に対す			理	由	
実施設計		増減	額				
請負 前回 請負		増減額前設計請負					
今回設計		こ対す					
変 更 請 負	识 	増 減	額				

番号	名称	品 種	形状寸法	員 数	単位	単 価	金	額	備	考
	庁舎車庫棟改修工事 設計書									
I	直接工事費									
A	建築工事			1.0	式					
B	電気設備工事			1. C	式					
C	機械設備工事			1. C	式					
D	解体撤去工事			1. C	式					
	直接工事費 計									
	共通仮設費			1.0	式					
	純工事費									
	現場管理費			1. 0	式					
	工事原価									
IV	一般管理費			1.0	式					
V	契約保証費			1.0	式					
	工事価格									
	工事価格(改め)									
	消費税相当額		10%							
	総合計		1070							

番号	称	品 種	TZ 11\ _L \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\									
		HH 13.	形状寸法	員	数〕	単 位	単	価	金	額	備	考
A 建築工事												
					1 0	<u> </u>						
1 直接仮設工事					1.0							
2 屋根改修工事					1.0	式						
3 外壁改修工事					1.0	式						
A-==+												

番号	名称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
A-1	直接仮設工事											
	墨出し				1.0	式						
	養生費				1.0	式						
	整理清掃跡片付け				1. 0	式						
	外部足場(手すり先行方式)		枠組本足場(手摺先行方式)、建枠900		1.0	式						
	上記安全手すり				1.0	式						
	養生シート		枠組本足場,防炎Ⅱ類		1.0	式						
	内部仕上足場(手すり先行方式)		枠組棚足場		1.0	式						
	上記安全手すり				1.0	式						
	仮設材運搬費				1.0	式						
	A-1 ===											

番号 名 称	品種形状寸法	員 数	単位	単 価	金	額	備	考
A-2 屋根改修工事								
ハゼ式折版屋根葺き	角ハゼ、カラーガルバリウム鋼板t0.8	839. 0	m2					
折版屋根裏貼	フネンエースt4.0	791. 0	m2					
天井用インサート		178. 0	m2					
タイトフレーム	溶接、t3.2	456. 0	m					
妻用タイトフレーム	t3.2、@1,000	32. 0	ヶ所					
見切面戸(水上・水下)	カラーガルバリウム鋼板(シーリング共)	128. 0	m					
軒先水切(水上・水下)	カラーガルバリウム鋼板t0.8W150	128. 0	m					
ケラバ包み	カラーガルバリウム鋼板t0.8W900	4. 0	m					
	(捨板ガルバリウム鋼板素地t0.8 W150共)							
ケラバ包み	カラーガルバリウム鋼板t0.8W750	27. 8	m					
	(捨板ガルバリウム鋼板素地t0.8 W150共)							
ケラバ包み水上平葺	カラーガルバリウム鋼板t0.8W900	25. 8	m					
	(捨板ガルバリウム鋼板素地t0.8 W150×2共)							
	(下地 耐火野地板t18W560共)							
	(下葺 アスファルトルーフィング・23kg共)							
	(棟金具@455×2列共)							
軒先フレーム(水上)	カラーガルバリウム鋼板	64. 1	m					
軒樋	前高200WIDE(カラー),継手共	64. 1	m					
吊金物	SUS@500 L270,ナット回転ストッハ°共	129. 0	ヶ所					
落し口	塩ビドレン 100 φ(カラー)	5. 0	ヶ所					

番号	名 称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
	エルボ		塩ビ 100 φ(カラー)		10.0	ヶ所						
	竪樋		塩ビVP 100 φ (カラー)		22. 2	m						
			SUS支持金物,下がり止め共									
	スライドソケット(埋設部)		塩ビ 100 φ(カラー)		5. 0	ヶ所						
	竪樋既存桝接続				5. 0	ヶ所						
	アスファルト舗装復旧		A-5-10,再生細粒,再生クラッシャラン		2. 4	m2						
	嵩上げ鉄骨下地		□-100x100x3.2		0.8	t						
	嵩上げ鉄骨下地		□-80x80x3.2		0. 5	t						
	嵩上げ鉄骨下地		□-65x65x3.2		0. 4	t						
	嵩上げ鉄骨下地		□-50x50x3.2		0. 3	t						
	嵩上げ鉄骨下地		□-50x30x3.2		0. 2	t						
	嵩上げ鉄骨下地		□-50x20x2.3		0. 1	t						
	工場加工・取付費				2. 3	t						
	工場錆止め		軽量 60㎡/t程度 鉄鋼面 工程B種 鉛・クロムフリーさび止め 素地C種		2. 3	t						
	運搬費		6t車		2. 3	t						
	車庫内部鉄骨柱・梁塗替え 鋭	共鋼面	下地調整、RB種		478. 0	m2						
	車庫内部鉄骨柱・梁塗替え 銀	共鋼面	錆止め塗装、工程C種		<u>478. 0</u>	m2						
	車庫内部鉄骨柱・梁塗替え 鋭	块鋼面	SOP塗装、B種		<u>478. 0</u>	m2						
	A-2 計											

番号	名称	品 種	形状寸法	員 梦	文 単	位	単	価	金	額	備	考
A-3	外壁改修工事											
	外壁目地シーリング撤去			355	. 0 r	n						
	シーリング	MS-2	20×10	355	. 0 r	n						
	高圧水栓		15MPa程度	381	. 0 m	n2						
	防水形複層仕上塗材E吹付		凸凹状、シリコン・水系、上塗り2回、下地 調整C-1共	381	. 0 m	n2						
	鋼製建具 下地調整	鋼製建具面	RB種	61	. 2 m	n2						
	鋼製建具 錆止め塗料	鋼製建具面	工程C種	61	. 2 n	n2						
	鋼製建具 DP塗装	鋼製建具面	1級、A種	61	. 2 m	n2						
	アルミ建具 クリーニング		ガラスクリーニング共	6	. 8 m	n2						
	壁面設備機器 DP塗装	鉄鋼面	下地調整、錆止め共	1	. 0 =	弋						
	建具周り目地シーリング撤去			361	. 0 r	n						
	建具周り目地シーリング	MS-2	10×10	361	. 0 r	n						
-	A-3 計											

番号	名称	品 種	形状寸法	員 数	単位	単 価	金額	備考
	電気設備工事							
1	電灯改修工事			1. 0	式			
	自動火災報知設備改修工事			1.0				
-								
-								
	B-計							

番号	名 称	品 種	形状寸法	員 数	単位	単 価	金額	備考
B-1	電灯改修工事							
	LED照明器具	B1	既存撤去共		箇所			
-	LED照明器具	B2	既存撤去共	4. 0	箇所			
	LED照明器具	G1	既存撤去共	14. C	箇所			
	LED照明器具	G2	既存撤去共	10.0	箇所			
	LED照明器具	Н	既存撤去共	12.0	箇所			
	配線工事		既存配線撤去	335.0	m			
	電線ケーフ・ル	天井内	EM-EEF-2.0-3C	110.0	m			
	電線ケーブル	PF内	EM-EEF-2.0-3C	225. 0	m			
-								
	B-1 計							

番号	名 称	品 種	形状寸法	員 数	単位	単 価	金額	備考
B-2	自動火災報知設備改修工事							
					_			
	スポット形感知器	露出	差動式 2種、既存撤去共	9. () 箇所			
	スポット形感知器	露出	定温式 特種 防水	3. 0) 箇所			
	感知器取外し再取付		車庫内部	18. () 箇所			
	配線工事		既存配線撤去	198. () m			
	電線ケーフ・ル	天井内	EM-AE 1.2-2C	51. () m			
	電線ケーブル	PF内	EM-AE 1.2-2C	147. () m			
					1			
-								
	B-2 計							

番号	名称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
С	機械設備工事											
	流し台(取外し再取付)				2. 0	組						
	水道用塩ビライニング鋼管	SGP-VB	屋内一般 20A		6. 0	m						
	フレキシブ・ルシ゛ョイント		へ゛ロース゛形 水用 300L 20A		4. 0	個						
	仕切弁 (コア付)	5K	20A		2. 0	個						
	自在水栓		LF-12F-13-U		1.0	個						
	保温				1.0	式						
	文字標職等				1.0	式						
	スリーフ゛				1.0	式						
	EH-1 電気温水器		壁掛形容量: 14.0L		1.0	台						
	EH-2 電気温水器		床置型容量: 6.0L		1. 0	台						
	I-1 IHクッキンク・ヒーター		据置型 2口		2. 0	台						
	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS	屋内一般 20A		2. 0	m						
	フレキシブルジョイント		へ「ロース [*] 形 水用 300L 20A		2. 0	個						
	シングルレバー混合水栓		SF-WM436SY		1.0	個						
	保温				1.0	式						
	据付費				1. 0	式						
	スリーフ゛				1. 0	式						
	機器類撤去				1. 0	式						
	配管類撤去				1.0	式						

番号	名称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
∀	壬 圭 > 1				1.0	式						
発生材料					1.0							
発生材:					1.0							
発生材象	処分				1.0	式						
C一計												

番号	名 称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
D	解体撤去工事											
	(撤去)											
屋根	シート防水撤去		集積共		751.0	m2						
屋根	屋根 ALC撤去		t75、集積共		56. 3	m3						
屋根	屋根 軒樋撤去		シート防水 スチール下地、集積共		71. 4	m						
外壁	スパンクリート撤去		集積共		5. 7	m3						
外壁	スパンクリート切断		t100		152. 0	m						
内部	屋根面ベニヤ板撤去		集積共		114.0	m2						
	(発生材運搬)											
	発生材運搬		無筋コンクリート類,DID区間無し,35.0km以下		62. 1	m3						
	(発生材処分)											
	発生材処分		コンクリート類		62. 1	m3						
-	D-計											

番号	名称	品 種	形状寸法	員	数	単位	単	価	金	額	備	考
<u>II</u>	共通仮設費											
	(積み上げ)											
	仮囲い		カートブフェンスH=1.8、柱脚固定共	1	1.0	式						
	仮囲い		カラーコーン + コーンハー	1	1.0	式						
	キャスターケ゛ート		W=6.0、H=1.8、2ヶ所	1	1.0	式						
	仮囲い運搬費			1	1.0	式						
	楊重費		ラフテレーンクレーン,16t吊,オペ゚レータ付き	1	1.0	式						
	交通誘導員		資格有り	1	1.0	式						
	VOC測定		パッシブ型		1.0	式						
	率によるもの			1	1.0	式						
	II-合計											

現場説明事項

- 1 工事名 庁舎車庫棟改修工事
- 2 工事場所 上三川町しらさぎ一丁目1番地
- 3 工事範囲 本工事の範囲は、設計図書記載の範囲とします。 設計内訳書参考に付し、その項目も工事の範囲に含まれます。
- 4 工事期間 令和6(2024)年11月15日限り
- 5 配布図書

設計図18枚設計内訳書(表紙含む)14枚現場説明事項1枚特記仕様書4枚現場施工体制の確保について2枚電子納品に関する特記仕様書1枚

- 6 注意事項
 - 1) 本現場説明事項は、設計図書に含みます。
 - 2) 設計図書の優先順位
 - ① 質疑回答書
 - ② 現場説明事項
 - ③ 特記仕様書
 - ④ 設計図
 - ⑤ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事共通仕様書(最新版)
 - (建築工事編)
 - (電気設備工事編)
 - (機械設備工事編)
 - ⑥ 設計内訳書については参考に付しますので、貴社において項目・数量等を十分検討 の上、見積計上してください。万一、図中にあり添付内訳書の項目や数量に記載の ないものについては、積算してその金額を見込んで下さい。

	<u>特 記 仕 様 書</u> (●:適用する ○:適用しない)
項目	事項
工程関係	●1 本工事の工期は、週休2日制及び雨天、その他年末年始休暇等を見込んでいる。 ○2 河川工事に関する工事であるため、出水期を考慮している。 ○3 本工事区間は、現在工事が月日頃まで施工中なので、工程等に注意すること。 ●4 総務課と協議の結果、現場での工事作業は令和6(2024)年10月31日までに限るとの条件があるので、工程等に注意すること。 ○5 その他 内容 ○1 工事用地等に未処理部分があるので、監督員と協議のうえ、立入り等を行うこと。 なお、平成年月日頃、解決の見込である。 ○2 その他 内容:
公害対策関係	 ○1 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵等)のため、次のとおり行うこと。 A. 施工方法: B. 機械施設: C. 作業時間: ○2 本工事の着手と完成時に、付近の家屋及び工作物等の外観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については、監督員と協議すること。 ○3 その他 内容:
安全対策関係	 ●1 全作業員に対して、工事期間中定期的に安全教育、研修訓練を、月1回・半日以上必ず行い、施工計画書等に明記すること。特に、作業員が変わったとき及び、作業内容に変更があったときは必ず行うこと。 ○2 一般交通の支障となる箇所には、交通安全管理に十分注意し、道路工事保安施設設置基準により保安施設等を設置し施工すること。 ●3 交通整理員については、警備業者の作業員とし交通整理及び、作業車の誘導等の作業を行うものとする。また、配置場所については、最も適切な位置を選定すること。 交通整理人は、延べ15名配置を設計で見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議による。 なお、工事完了後、安全管理についての交通整理日報(様式-1)を提出すること。 ○4 その他 内容:
過積載防止対策関係	 ●1 請負者は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守するものとする。 (1) 積載重量制限を超えて工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) 差枠装着車、不表示車等に工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、差枠装着車、不表示車等から工事用資材・土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプトラック等事業者が過積載を行っている場合又は、差枠装着車、不表示車等を工事用資材・土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び、骨材等資材の購入にあたっては、下請け業者及び、骨材等資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請け業者、資材運搬業者等にも十分に指導すること。 ○2 その他 内容:
工事用道路関係	 ●1 搬入路の取扱は、次のとおり行うものとする。 内容: 別途協議とする。 ○2 仮設道路を次のとおり設置する。 内容: ○3 周辺道路への損傷を把握するため、着工前と完成後に現状調査を実施すること。 ○4 その他 内容:
仮設備関係	 ●1 仮設備の構造及び、その施工法を次のとおり指定する。 内容:別途協議とする。 ○2 仮設備(現場事務所、資材置き場、工事用通路等)の設置のために、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を借地する場合は次のとおりとする。 (1) 農地等が租税特別処置法による納税猶予等の対象となっているときは仮設予定地としてはならない。 (2) 請負者は、登記簿等により農地等に関する資料を収集し、監督員と協議するものとする。資料収集に要する費用は、本工事の請負代金から請負者が負担するものとする。 (3) 農地等の借地権は町が取得することとするが、その契約に要する費用及び賃貸料は、本工事の請負代金から請負者が負担するものとする。 (4) 農地等は必ず現状に回復し、農地等所有者に返還するものとする。
排水工(濁水処理を含む)関係	○3 その他 M谷:
工事支障物件等	 ○1 電柱・地下埋設等の占用物件の工事支障物については、次のとおり行う予定である。 A、支障物件: B、移設・撤去方法: C、移設・撤去時期: ●2 工事区間には、占用物件[上水道・下水道・電話・電気・ガス等]がある(又は工事中)ので、占用物件管理者と施工方法、工程管理等の打合せを行い、工事に支障のないように調整すること。 ③3 その他内容:

項目			事	項								
	●1 建											
	1	るものとし、法令等に基づき、工事現場の公衆の										
		①工事を実施するにあたっては、 <u>再生資源利用(促進)計画書を施工計画書に添付するものとし、</u> 法令等に基づき、工事現場の公衆の見やすい場所に掲げること。計画書の実施状況については、 <u>再生資源利用(促進)実施書を作成して、工事完成後速やかに実施書を</u>										
		見やすい場所に掲げること。計画者の美施状況については、「一生真源利用に促進」美施書で作成して、工事元成後迷やかに美施書を 発注者に提出し、COBRISに情報の登録をすませ監督員に確認させること。また、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。										
		なお、監督員の承諾を得て、施工計画書を省略する場合でも、再生資源利用〔促進〕実施書は提出するものとする。 また、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の作成にあたり、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)入力システムを利用するものとす										
	る											
		設副産物処理に先立ち、別紙建設副産										
	0				里委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約							
				お、収集運搬業権	8を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	2.2.1	業者と建設廃棄物処理委託契約を締結 恐副産物処理完了終連むかに別納 <mark>建</mark> 意		欧叔昌に りゅ	<u>『提出</u> するとともに、実際に要した処理等を証明す							
		改画産物処理元丁後途でから加減 <u>産品</u> 資料(位置図、写真等)を提示し確認を受			<u>附近山</u> りることがに、大阪に安した処理寺を証明り							
					ト)」の交付・回収した各票を監督員に提示し確認							
		受け、E票の写しを竣工図書に添付する										
	なお、回収したマニュフェストについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえ適切に保存すること。											
	○2 建設副産物の処理基準関係											
	○土砂捨土処理について											
	(1)土砂処理条件(小割・仮置き等)	- `#!_ = = + 7 + 0 + 7		+ '# o lot o o t The bottom							
		1) 括土の種類 岩塊は、径30cm オロ) 日曜・祭日・夜間の捨土は原則とし		。最大寸法30cm	未満の塊を含む土砂を処理することは可。							
		ハ)夜間発生の土砂は、仮置きして運										
	(2	ナ砂処理場所										
	_	〇指定(A) 残土の処分場所は、	とする。									
		〇指定(B) 残土の処分場所は、	km の範囲内に処理する	ると想定するが、	発注後、請負者の裁量により処分地を確保するも							
		のとし、運搬距離について	ては別途協議する。									
		○7 5-	_ >_ 									
		〇建設発生土処理先の見やすい場所に プリサイクル法対象工事について	<u> ∼ 炒 9 </u>									
			棄物は、建設リサイクル?	たに基づき、分別に	解体及び再資源化等の実施について適正に処理							
		するものとする。		11-E-201777	1111201120112011							
	1	分別解体の方法										
	_	工程	作業内容		分別解体の方法							
		①仮設	仮設工事	□有 ☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
	び毎	2±I	土工事	□有☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
建設副産物関	体作	③基礎	基礎工事	□有☑無	□手作業□手作業・機械作業の併用							
是 欧副注 [6] [5]	↑┃ 方 業 法 内	④本体構造⑤本体付属品	本体構造の工事 本体付属品の工事	□有☑無	□手作業□手作業・機械作業の併用							
	容容	⑥その他(アスファルト取り壊し)	本体的馬品の工事 その他の工事	□ 有 	□手作業 □手作業・機械作業の併用 □手作業 □手作業・機械作業の併用							
	<u> </u>	しての他(アスノアルド取り場じ) 処理について	ての他の工事		口子作来 □子作来 阪城作来の所用							
	②処理について 本工事から発生するアスファスト廃材及びコンクリート廃材は、建設リサイクル法、栃木県土木工事必携建設副産物											
		進要綱により、適正に処理するものと	する。									
	3	処理条件										
	アスファルト塊、コンクリート塊の建設廃棄物は、径30cm未満に小割りし、下記再生資源化施設(破砕工場)に、持込み処分す											
		ものとする。										
	再生資源化施設名(コンクリート塊) 再生資源化施設名(アスファルト・コンクリート塊)											
		再生資源化施設名(木材)	:									
	4		 アしたときには、建設リサイ	(クル法第 18条に	こ基づき、別途様式1により監督員に報告すること							
		とする。			<u> </u>							
	⑤本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年)											
		条件を明示するものであり、処理施設を指定する										
	ものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。											
	E	積算上の処理施設 ⑤工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。										
	_	の他 内容:	り、子足した木口にありが	720 % 口16、皿1	自兵に別成がる007とする。							
		すの利用基準関係(再生クラッシャーラ	ン、再生加熱アスファルト	昆合物)								
		①請負者は、再生材の使用にあたっては、「再生材の利用基準」(県土木部制定)に準拠することとし、監督員が別途提示する再生資源化										
		施設に、再生材の供給確認書(様式2)で、供給の可否を確認し、監督員に提出すること。なお、再生材が供給不能な場合は、別途協										
		議すること。										
		また、現場搬入開始時に目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書を										
		作成のうえ、速やかに監督員に提出すること。なお、報告書については、当該工事における再生クラッシャーランの搬入開始時に 1 枚 作成し、その他供給元が変更する毎の初回搬入時に 1 枚作成する。										
				무슨 3ヶ日以内/	の材料試験成績表を提出し承認を受けるものとす							
	る。なお、使用時期と承認時期がずれる場合は、使用3ヶ月以内の材料試験成績表を、再度提出し承認を受けること。 ③請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)が500m³以上又は監督員が指示する場合、請負者の責任において試料取し、公的試験機関(財)栃木県建設技術センター等)での材料試験成績を提出するものとする。											
	○4 建設発生土の搬出先への情報提供要領関係											
				市町村から他のi	市町村へ搬出する場合には、「建設発生土の搬出							
	先^	への情報提供要領」に基づき、実施する	ものとする。									

項	目	事項
建設副原	産物関係	 ○ 建設発生土情報交換システム関係 本工事については、建設発生土の工事間利用を促進するため JACIC 工事データとして登録してあります。設計図書の照査(共通仕様書 1-1-3-2)、または設計図書の変更により、工事データに変更が生じる場合は、登録内容を変更するものとする。 (原則として、搬入(不足)土量 500m³以上、搬出(発生)土量1,000m³以上の工事) ○6 その他 内容:
主任抗	技 術 者	○1 主任技術者の選定 栃木県建設工事請負契約約款第11条第1項に規定する主任技術者は、原則として下記の基準の者を定め、選任通知書に合格証明書等有資格技術者であることを証するもの(写しでも可)を添付すること。 ①請負対象額7,000万円以上の工事は、次のイまたは口に掲げる者とする。 イ)建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という)のうち、検定項目を一級建設機械施工管理または一級土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ロ)技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)または林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者。 ②請負対象額3,000万円以上7,000万円未満の工事は、次のイまたは口に掲げる者とする。 イ)上記イに掲げる者または技術検定のうち、検定科目を二級建設機械施工管理または二級土木施工管理とするものに合格した者。 ロ)上記口に掲げる者。
工事力	カルテ	● 工事カルテの作成、登録 請負者は、受注時又は変更時に工事請負額が 500 万円以上の工事について、工事情報実績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
アルカリリ	骨対反、	- 果を確認する。

項目	事項
現場代理人の兼任 に つ い て	│ ○21 当知詩自勉3千万四夫帝のて重との事件を認める
そ の 他	 ○1 工事現場発生品があるので、その取扱は次のとおり行うものとする。 品名: 数量: 現場内使用の有無: 搬出場所: ●2 請負者は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守するものとする。 (1) 電波法の遵守・不法無線局搭載車両の使用禁止とし、不法無線局を搭載、又は使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (2) 以上のことにつき、下請け業者、資材運搬業者等にも十分に指導すること。 ○3 内容:その他
暴力団員等 による不当介 入を受けた場 合について	 1 上三川町が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 2 上記●1により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 3 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

現場施工体制の確保について

1. 一括下請負の禁止

一括下請負(丸投げ)については、建設業法第22条第3項の規定により、発注者の承諾があれば認められていたが、今回の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により公共事業の全ての工事について全面的禁止となった。また、一括下請負等の不正行為があった場合は、建設業許可行政庁への通知が義務付けされた。

- (1)一括下請負の判断要素(平成4年12月17日付け建設省建設経済局長通知)
 - ①建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請人が、その下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。
 - ◇ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ◇ 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立しその機能を発揮する 工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ②「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれていない場合には、「実質的に関与」しているとはいえない。
 - ③一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事1件の範囲は、原則として請負契約単位で判断される。

2. 現場施工体制の確保のための対応

工事現場における適切な施工体制の確保のため、次の対応を行う。

(1) 部分下請通知書提出の徹底

請負者が工事の一部について、他の業者に請け負わす場合には、必ず工事部分下請通 知書を提出するよう指導、徹底する。

- (2) 工事現場に配置される現場代理人及び技術者等の確認 現場代理人及び技術者選任通知書の提出時に、他の町発注工事との重複を防ぐため、 総務課で提供する建設工事情報データにより確認をおこなう。
- (3) 現場代理人及び技術者の雇用関係の確認

現場代理人及び技術者等が、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるかを、建設工事情報 データ(技術職員名簿)で確認する。また、技術職員名簿にない者にあっては、保険 証及び源泉徴収票等の書類により雇用関係を確認する。 (4) 実績情報システム (CORINS) への登録の義務付け

工事請負代金500万円以上の工事については、実績情報システム(CORINS)への登録の義務付けを行い、他の発注機関との技術者等の重複を防ぐ。

(5) 監督員の現場確認の徹底

監督員が直接現場で、下請業者状況及び現場代理人・技術者等の配置及び常駐状況等 を適切な頻度で確認し、施工体制に疑義がある場合には、適切な指導及び措置を講ず る。

(6) 工事成績評定における適切な反映

現場施工体制の不適切な工事については、工事成績評点(成績評点)において、適切に反映させていく。

電子納品に関する特記仕様書 (●:適用する O:適用しない)

	±
項 目	事項
電子納品の対象書類	 ●1 工事管理情報 (XML形式) ○2 発注図 (SFC形式) ○3 特記仕様書 (PDF形式) ○4 打合簿 (PDF形式) ○5 施工管理資料 (PDF形式) ○6 施工計画書 (PDF形式) ●7 完成図 (SFC形式) ●8 工事写真 (JPEG形式) ○9 その他 (PDF形式) ●10 対象書類以外に電子納品を行う場合は、監督員との協議により実施すること。
電子納品に関し適用 する要領・基準等	●1 上三川町建設工事電子納品実施要領(案)(平成21年4月) ●2 栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン第11版(令和6年4月) ●3 工事完成図書の電子納品要領 (令和5年3月) 国土交通省 ●4 デジタル写真管理情報基準 (令和5年3月) 国土交通省 ○5 CAD 製図基準 (平成29年3月) 国土交通省
電子納品のフォルダ 作成	●1 工事写真のみを電子納品する場合は、フォルダの作成は必要としない。 ○2 工事写真以外の書類を電子納品する場合は、電子納品実施要領(案)に基づき全て のフォルダを作成すること。
事前協議	●1 工事着手時には「電子納品事前協議チェックシート(土木工事)」(様式-1)により、 電子納品対象書類、ファイル形式、作成ソフト等の協議を行うこと。
成果品の提出	 ●1 成果品の提出に使用する電子媒体はCD-Rとする。 ●2 成果品は基本的には、1枚のCD-Rに格納する。 ●3 成果品は、正副各1枚ずつ計2枚を提出する。 (正副各1枚の場合のラベル表示は「正1/1」「副1/1」とする) ●4 CD-Rのラベル及びケースには、「電子納品実施要領(案)」に基づき、必要な情報を記載すること。 ●5 CD-Rのラベルは、CD-R表面へのプリンタ直接印字または油性マジック等での書込みとする。(ボールペン・鉛筆など硬質な筆記具の使用不可)※ラベルシール等の貼付けはしないこと。(全面貼付けも不可)
インデックスプリント (簡易写真帳)の提出	●1 工事写真の電子納品にあわせてインデックスプリントを作成し、検査時に提出する。インデックスプリントとはA4サイズの紙に代表写真のみを抜粋してカラー印刷したもので、縦5行・横3列の15枚ずつを原則とする。各写真の下に「工種」「写真タイトル」「撮影箇所」を3行で記入すること。(極力枚数を少なくし、簡易な製本とする。) ●2 代表写真は、工事全体の流れがわかる写真とし、「栃木県土木工事共通仕様書」の「栃木県土木工事写真管理基準(案)」における提出頻度程度(提出枚数は、電子納品した写真データの1割程度を目安)とする。
その他	●1 提出する CD-R 内には閲覧ソフト(ビュアソフト)を入れないこと。 ●2 疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し指示を受けること。